

# 第七次国有林野施業実施計画書

(今治松山森林計画区)

自 令和 8 年 4 月 1 日  
計画期間  
至 令和 13 年 3 月 31 日

四国森林管理局

# 目次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(1) 伐採造林計画簿	1
	(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等	1
	(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	1
	(4) 伐採総量	2
	(5) 更新総量	3
	(6) 保育総量	3
3	特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積	4
4	林道の整備に関する事項	4
5	治山に関する事項	4
6	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	5
7	樹木採取区の名称、所在地及び面積	5
8	レクリエーションの森の名称及び区域	5
9	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全等に関する事項	5
	(1) 森林共同施業団地の名称及び区域	5
	(2) 公益的機能維持増進協定の名称及び区域	5
10	その他必要な事項	6
	(1) 施業指標林、試験地等	6
	(2) フィールドの提供	6
	(3) その他	6

※ 本計画書内の集計表に関して共通する注釈  
単位未満四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域

機能類型の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群		面積	取扱いの内容	伐期齢
施業群	スギ分散伐区	60	育成単層林施業 概ね 5ha 以下	45 年
	ヒノキ分散伐区	68	〃 〃	50 年
	スギ長伐期	38	〃 〃	90 年
	ヒノキ長伐期	151	〃 〃	100 年
	複層林	466	育成複層林施業	80 年
	その他複層林	6	〃 択伐	定めない
	択伐	328	天然生林施業	定めない
	ぼう芽分散伐区	7	育成単層林施業 概ね 5ha 以下	15 年
施業群設定外		2		
合計		1,125		

注：施業群設定外は試験地等である。

(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位：ha)

施業群分類	上限伐採面積	備考
通常伐期施業	16	スギ分散伐区、ヒノキ分散伐区、ぼう芽分散伐区
長伐期施業	10	スギ長伐期、ヒノキ長伐期
複層林施業	58	複層林
天然林・その他施業	定めない	その他複層林、択伐

注：契約に基づいて主伐を実施する分収林については、水源涵養機能の発揮に支障がない限り、箇所ごとの伐採面積の合計が上限伐採面積を超えて定めることができる。

## (4) 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
山地災害防止タイプ	—	19,966 (102)	19,966				
自然維持タイプ	—	—	—				
森林空間利用タイプ	—	—	—				
水 源 涵 養 タ イ プ	スギ分散伐区	2,138	7,846 (43)	9,984			
	ヒノキ分散伐区	8,707	254 (2)	8,961			
	スギ長伐期	—	6,419 (21)	6,419			
	ヒノキ長伐期	—	8,758 (35)	8,758			
	複層林	5,454	13,086 (56)	18,540			
	択 伐	—	1,691 (8)	1,691			
	ぼう芽分散伐区	155	—	155			
	計	16,454	38,054 (163)	54,508			
合 計	16,454	58,020 (265)	74,474	4,000	78,474	—	78,474
年 平 均	3,291	11,604 (53)	14,895	800	15,695	—	15,695

注：（ ）は、間伐面積である。

## (再掲) 市町別内訳

(単位：m<sup>3</sup>)

市町名	林 地				林地 以外	合 計
	主伐	間伐	小計	臨時 伐採量		
伊予市	2,138	—	2,138			
今治市	12,296	22,077	34,373			
東温市	155	35,943	36,098			
砥部町	1,865	—	1,865			
計	16,454	58,020	74,474			

注：臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

## (5) 更新総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ°	自然維持 タイプ°	森林空間 利用タイプ°	快適環境 形成タイプ°	水源涵養 タイプ°	合 計
人工 造林	単層林造成	—	—	—	—	13	13
	複層林造成	—	—	—	—	5	5
	計	—	—	—	—	18	18
天然 更 新	天然下種第1類	—	—	—	—	—	—
	天然下種第2類	—	—	—	—	0	0
	ぼう芽	—	—	—	—	3	3
	計	—	—	—	—	3	3
合 計		—	—	—	—	21	21

注：「0」は、単位未満の数値であることを表す。

## (6) 保育総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ°	自然維持 タイプ°	森林空間 利用タイプ°	快適環境 形成タイプ°	水源涵養 タイプ°	合 計
保 育	下 刈	—	—	—	—	33	33
	つる切	—	—	—	—	—	—
	除 伐	—	—	—	—	1	1
	計	—	—	—	—	34	34

### 3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積

(単位：ha)

所在地（林小班）		面積
33	ほ2、ほ21、ほ22	82.07
34	り	
35	り1	
1049	は	
1050	い	
1051	は3	
1052	ろ2、ろ3	
1053	い1、ろ12、ろ14～16、ほ1	
1054	い1、わ1、わ2、か	

### 4 林道の整備に関する事項

(単位：m)

基幹・ その他別	開設・ 改良	路線名	箇所（林班）	延長	備考
その他	開設	上ヶ成山	29	500	
開設計			1箇所	500	
基幹	改良	木地奥	民有地、 1049～1054	50	
改良計			1箇所	50	
合計			2箇所	550	

### 5 治山に関する事項

位置（林班）	区分	工種	計画量
[22～27]、[1049～1052]、 [1053、1054]、[1057、1058]	保全施設	溪間工	6箇所
[22～27]、[1057、1058]		山腹工	3箇所
[1049～1052]		その他 (保安林管理道補修)	1箇所
合計	保全施設	溪間工	6箇所
		山腹工	3箇所
		その他	1箇所
		計	7箇所

注1：林班[ ]の区分は、事業評価の地区単位。

注2：保全施設の計は、溪間工・山腹工・その他が重複する箇所は1箇所として集計した。

注3：災害復旧等緊急を要する場合には、計画箇所以外においても実行可能。

6 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

該当なし

7 樹木採取区の名称、所在地及び面積

該当なし

8 レクリエーションの森の名称及び区域

(単位：ha)

種類	名称	面積	位置 (林小班)	選定理由	施業方法	既存施設の概要	施設整備	備考
風景林	おおたにいけ 大谷池	164.79	34ぬ 35に ----- 33ろ 34い1 35へ ----- 33は、に1、に2、 に11 34い2、い21、ろ、 は1～5、に、ほ、 へ1、へ2、る 35い、ろ、は、ほ、 と、ち	人工池とアカマツ、クロマツ等の松を主体とした森林美に優れている。	育成単層林施業 ----- 育成複層林施業 ----- 天然生林施業	歩道(県)  駐車場(県)  休養施設(県)		
計	1箇所	164.79						
合計	1箇所	164.79						

9 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 森林共同施業団地の名称及び区域

該当なし

(2) 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

該当なし

10 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

(単位：ha)

種類	名称	設定年	面積	位置 (林小班)	備考
検 定 林	ヒノキ検定林	昭和47年	1.52	1050よ1~4	精英樹系統種苗の遺伝的特性を検定するとともに、地域環境に対する適応性を明らかにする。

(2) フィールドの提供

対象地(林小班)	設定の目的	備考
33ろ、に1、に2 34い1、い2、ろ、 は3、は4、に	「県民参加の森」 (ボランティア団体等の自主的な森林整備の場)	平成17年6月に愛媛県と「ふれあいの森」協定を締結 設定面積53.25ha

(3) その他

森林空間利用タイプのうち、レクリエーションの森等を除く区域の施業方法

(単位：ha)

位置(林小班)	面積	施業方法
1049ろ、り、ぬ1、る、る1 1052へ、と1~3	13.56	育成複層林施業
24と、り 25に 26ほ 27ち 28と、ち 29ち 30へ 31ろ 1049ぬ2、わ 1050ぬ 1051ち 1052ほ	84.64	天然生林施業

注：レクリエーションの森等とは、レクリエーションの森、ふれあいの森等協定の森林、施業指標林、試験地等のことである。